

令和6年第4回広尾町議会定例会 第1号

令和6年12月3日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 8 発委第 5号 広尾町議会個人情報保護条例の一部改正について
- 9 議案第76号 広尾町子ども・子育て会議条例の制定について
- 10 議案第77号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正について
- 11 議案第78号 広尾町ふるさと納税基金条例の制定について
- 12 議案第79号 広尾町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 13 議案第80号 広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 14 議案第81号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について
- 15 議案第82号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 16 議案第83号 町道路線の変更及び廃止について

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 斎藤 弘樹 | 2番 尾矢 利昭 |
| 3番 大庭 克彦 | 4番 雄谷 幸裕 |
| 5番 山岸 謙一 | 6番 松田 健司 |
| 7番 志村 國昭 | 8番 浜野 隆 |
| 9番 萬亀山 ちず子 | 10番 前崎 茂 |
| 11番 渡辺 富久馬 | 12番 山谷 照夫 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	田	中	靖	章
副町	長	及	川	隆	之
会計管理者		沖	田	一	美
兼出納室長		沖	田	一	美
総務課長		山	崎	勝	彦
総務課参事		保	坂	一	也
併総務課参事		西	内		努
併総務課主幹		木	村	正	樹
併総務課主幹		坂	田	邦	昭
併総務課主幹		北	山		誠
企画課長		鎌	田		慎
企画課長補佐		木	下	慶	太
住民課長		柏	崎	弥香	子
住民課長補佐		山	岸	達	也
兼住民課長補佐		三	浦	直	子
保健福祉課長		山	畑	裕	貴
保健福祉課参事		宝	泉		大
兼老人福祉センター所長		山	畑	裕	貴
兼地域包括支援センター長		山	畑	裕	貴
兼健康管理センター長		宝	泉		大
健康管理センター次長		三	浦	直	子
保健福祉課子育て支援室長		浜	頭		力
兼子育て世代包括支援センター長		浜	頭		力
認定こども園ひろお保育園長		船	田	光	恵
豊似保育所長		小	村	和	徳
特別養護老人ホーム所長		金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長		金	石	輝	義
農林課長		寺	井		真
兼町営牧場長		寺	井		真
水産商工観光課長		室	谷	直	宏
水産商工観光課長補佐		山	田	雅	樹
建設水道課長		楠	本	直	美
建設水道課長補佐		三	上	昌	樹
建設水道課長補佐		川	崎	幸	一

兼下水終末処理センター長	楠	本	直	美
港 湾 課 長	安	岡	伸	弘
港 湾 課 長 補 佐	須	田	圭	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長	渡	辺	將	人
学校給食センター所長	三	浦	弘	樹
社 会 教 育 課 長	村	中	晃	央
兼 図 書 館 長	村	中	晃	央
兼 海 洋 博 物 館 長	村	中	晃	央

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤	田	佳	幸
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	鈴	木	孝	俊
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大	森	康	雄
事 務 局 長	森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
事 務 局 次 長	佐	藤	直	美
総 務 係 主 事 補	別	所	龍	月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和6年第4回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、大庭克彦議員、8番、浜野隆議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
11月27日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
次に、本定例会に町長から承認1件、議案14件を受理しております。また、議会から議案1件、意見書案1件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和6年8月から10月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。
一般質問は、5人の議員から通告があり、12月4日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日3日から12月6日までの4日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告どおり会期は本日3日から6日までの4日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3日から12月6日までの4日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書22ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、浜野隆議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（浜野） 総務常任委員会所管事務調査報告書を読み上げます。

令和6年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、委員会の開催状況であります。⑴、開催日は、令和6年11月12日から13日の2日間であります。

⑵以下については、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

2として、調査の内容です。

デジタルトランスフォーメーションの取組について。

⑴として、旭川市議会におけるペーパーレス会議であります。

議会運営委員長から議会の改善の取組として、DX化の到来を踏まえ、議会でのICTの導入を議会運営委員会で令和元年度から検討を開始したと説明を受けたところであります。

議会資料の配付、事務連絡のすれ違いの発生など非効率な事務作業があったことから、令和2年度に3市の先進地視察を行った。令和4年12月に市議会各会派の合意形成を得て、ペーパーレス会議システムのデモを受け、システムは直感的な操作で分かりやすいシステム、タブレット端末はできるだけ画面が大きく見やすい機種を選定しました。

ペーパーレス会議システムとタブレット端末の費用負担について、全額公費負担とするか、議員に通信費など一部負担を求めるか論議があったが、最終的には全額公費負担となり、議員はタブレット端末の貸与を受けることとなりました。全国の各都市では公費負担について様々なやり方があり調査した結果、全額公費負担としている事例が多いこともあり、議論を重ねながら通信費を含めた使用料等は全て公費負担と決定されています。

令和5年11月、新庁舎の移転後にペーパーレス会議システムの利用研修として、システム開発事業者の説明を受け、ペーパーレス会議の試行運用として、各常任委員会、議会運営委員会、広報広聴委員会で資料の用紙の配付も併用されましたが、令和6年度から各委員会の資料に加え、理事者側の議案についても用紙での配付からシステム配信に変更になりました。全ての議案、資料がタブレット端末に納まっています。

当初、慣れないうちは用紙を手にとって資料として使いたいとの要望もありましたが、今では全議員がタブレット端末で資料等を確認している状況になり、使い方を習得され今のところ問題は生じていない。タブレット端末のさらなる活用のため、連絡ツールとしての使用を考慮し、グループ

ウェアアプリが導入されることになりました。

グループウェアアプリはLINEの技術を使ったもので、各常任委員会等のトークグループを作成してもらい、委員会の開催通知やその他の連絡に活用できるようになりました。このアプリの当初の目的は、災害時の迅速な安否確認でありましたが、タブレット端末を常に持ち歩いてもらうことは実際には難しいので、このアプリを各自のスマートフォンにインストールして活用している状況が多くなっています。事務局から連絡発信があれば、タブレット端末に届き、スマートフォンでも確認できて非常に便利であるが、課題としては、通知を確認しないとその目的が達成されないこと、チャットツールは過去に個人情報の流出を疑われる事故もあり、政府は公的機関での使用には注意するよう通知もされていることから、LINEに抵抗感を持っている議員もいるようであります。

登庁できない議員が自宅からオンラインで会議に参加でき、また、その状況がインターネット中継で配信されるシステム導入の予算要求を考えており、時代に即してDXを取り入れていくことを逐次考えています。

今後もタブレット端末やアプリを活用することによりDXの推進につながり、利便性の向上や業務の効率化につながると意識を持ってさらに活用していくことが必要であると考えているということでありました。

質疑であります。委員からの質疑で、ペーパーレス会議のイニシャル及びランニングコストはというのに対し、タブレット端末39台の購入費690万円、タブレット端末の通信費、管理サービス料、年間88万2,000円、ペーパーレス会議システムの初期設定、利用研修等39万6,000円、データ保存容量6ギガバイトの使用料、年間72万6,000円、金額は税込みであります。

次に、ペーパーレス会議を運用しての効果及び不都合が生じた点にはに対し、効果としては、用紙の削減、印刷、丁合、配付作業の削減、これら主に職員側の作業の削減効果につながっているとのことでありました。議員としては、タブレット端末上で前回以前の資料、他の会議の資料が整理され、参照しやすいことが効果になる。不都合は、手に取って見たい場合、印刷作業の負担が議員側に生じ、タブレット端末から印刷の指示を出して印刷することになるとのことでありました。

次に、今後、追加してほしい機能はないかに対し、複数の資料を並べて同時に閲覧できる機能、画面上で資料の表示切替えをもっと円滑にできる機能の要望がありました。

次に、ペーパーレス会議のデメリット、注意する点に対しては、資料への書き込みがペンの種類によっては、互換性が悪く思うようにできないケースもある。複数の資料の同時閲覧が困難、画面の2分割が限界なので一度に2種類の資料を立ち上げて見るのが限界である。タブレット端末の充電状態に注意する必要があるとのことでした。職員側として、PDF形式データの作成とネットワークのセキュリティが厳しく、ちょっとした仕掛けを使ってアップロードすることになるので、思ったほど楽ではなく手間がかかる。データの閲覧権限の設定を考慮する必要があるとのことでありました。

次に、ペーパーレス会議システムSideBooksを選定した理由に対しては、議会運営委員会の委員が他社のアプリも実際に操作、触って比較した結果、操作性が分かりやすいと感じたこと。

事業者の説明も分かりやすかったということでありました。

次に、DXを進める上で、行政全体の取組だったのか、議会側が指摘してDX化に取り組むことになったのかに対しては、議会主導であり、議会改善要望の提案があり、先進地視察が大きなきっかけとなり議論が進んでいったとのことでありました。

(2)の北見市書かないワンストップ窓口であります。

窓口サービス改善の取組として、平成28年度から運用開始された「書かないワンストップ窓口」について、市役所窓口課職員の説明を受け、現場窓口での手続の業務を視察いたしました。

10年前に税務部門の職員から提案があり、窓口業務改善の取組がスタートしました。北見市は、デジタルトランスフォーメーションという言葉がないときから、住民の利便性の向上、職員の業務の効率化、この両方をかなえるための取組を行ってきたようです。

平成24年に新人職員による窓口利用体験調査を行い、利用者目線で考えてみたら無駄が多いことを実感し、こうした職員の体験が原動力になって窓口業務の改善が動き始めることとなったようです。

予算をかけずにできることから始め、ばらばらだった申請書の様式を一本化しました。多くの自治体で申請書を種類ごとに分けているのは、それぞれの申請書の保存年限が違うからであり、長い保存年限に合わせて保存する解決方法で、申請書の統一が図られたとのことでありました。手続の業務ごとの洗い出しを兼ねて、ライフイベントごとの「手続チェックシート」を作成しました。課の名前でなく分野から条件を当てはめて、自分の必要な手続が探せるスタイルになっています。様々な窓口業務の様式を共通的なデザイン・レイアウトとし、氏名、生年月日、住所などほぼ同じ位置にして、記入や確認の流れに沿った統一的なレイアウトとしました。

このプロジェクトを進めるため事業計画に位置づけ実施体制を整え、まずアナログな部分の見直しを行い、DXはデジタルでなく、アナログの見直しだったり、業務改善、効率化の地道な取組、DXの「X」が大事だと考えています。

もともとの住民異動の窓口では、来庁者がどんな手続が必要なのか確認する方法がなかったため、職員の経験値によって手続の案内が異なっており、そのため手続の案内漏れがあり、来庁者だけでなく担当課からも叱られ、そこで受付システムを導入して窓口改革を図ることとしました。受付業務を支援するシステムを独自開発し、各種申請書の一括作成支援、いわゆる「書かない窓口」、関連手続の自動判定、手続案内書、案内書は関連して必要と思われる手続の候補一覧が明記されており、手続に必要なものも記入されています。

ワンストップ窓口の実施効果は住民から見ると、1か所で手続が終わる、手続漏れがなく案内される、何度も同じことを言わなくてよいとの効果があり、職員も窓口を回る数が減り、応対時間が減ることによって、他の内部事務や相談業務など専門的な業務に力を注ぐことができるようになったとのことでありました。

窓口支援システムで受付した申請データを使って、業務システムの定型的な入力操作をソフトウェアロボットによる自動入力に進めております。今、自治体にデジタルトランスフォーメーションへの対応が求められていますが、システムを入れるのではなく、ITツールを使いながら、仕事

の手順ややり方を変える創意工夫であり、何を解決したいのか、ありたい姿、どういう窓口にした
いのかをじっくり議論して課題解決型で進めることが大切であります。

委員からの質問であります、コスト削減額及びその内容に対しては、削減額のデータはないが、
主に人件費、窓口対応時間の削減が図られているとのことでありました。

次に、「書かないワンストップ窓口」での住民とのトラブルや困った点については、市民とのトラ
ブルは今のところなく、転入者は手続の時間、待ち時間が短く驚かれているようでした。

次に、窓口支援システムの特筆すべき点に対しては、来庁者の負担軽減、手続の案内漏れがなく、
職員の経験値による差もなく、同じ窓口対応ができていますようでありました。

次に、ワンストップで終わらない手続はあるのかに対し、相談業務、内容、制度が複雑なものに
ついては、担当課にお願いをしているようでありました。

次に、前例主義の脱却に向け、具合的にどのような取組をされているかに対しては、アナログ部
分の見直し、使いにくいところを改善していき、成功事例を積み重ねていくことが大切であるとの
ことでありました。

次に、キャッシュレス決済や手続のオンライン化に向けた初期投資の費用やランニングコスト、
住民の反応はに対しては、キャッシュレス決済の初期投資は650万円、保守料が年間55万円、インタ
ーネット回線は10万円、収納委託料13万円、住民の利用率は8%程度とのこと。住民票など証
明書のオンライン化はしていなく、コンビニ交付のみの対応となっているそうです。

次に、証明書類がない場合の本人確認の方法に対しては、氏名、住所のほか、家族構成などの手
続を行う方しか知らない情報を聞いて、こちらの情報と照合しているようであります。

次に、これから追加する手続はあるかに対しては、今のところ特段ないとのことでありました。

次に、パブリックコメント等で市民からの声はに対し、市民満足度で行政手続が利用しやすいと
思う割合が、システム導入前の平成29年度は59%だったが、令和5年度は71.5%までに上昇してい
ることから、書かないワンストップ窓口は好評と受け取っているとのことでありました。

最後に、推進する部署をつくって進めたのか、職員有志がまとまって進められたのかに対しては、
課長職で構成するワンストップサービス推進会議があり、職員提案がされた下からの推進力と課長
職の合意を取りながら進め、実務を担う係長職の作業部会も設置し並行して進められてきたそう
であります。

以上で、報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書27ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（前崎） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

令和6年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

委員会の開催状況であります。

(1)として、開催日、令和6年10月23日から10月25日までの3日間であります。

(2)、開催場所、せたな町、八雲町、当別町であります。

(3)以下については、記載のとおりであります。

2の行政視察の内容であります。

「増養殖事業及び空き店舗活性化事業について」であります。

1町村目であります。せたな町、9月末人口が6,771人となっております。

1)、トラウトサーモンの海面増養殖施設を視察いたしました。

①として、海面養殖事業の目的であります。

近年、沿岸漁業の漁獲量が減少していることに加え、水産物の需要や価格が低迷していることから、閑散期である冬期間の漁港水域の活用と需要が見込まれるトラウトサーモン（ニジマス）の養殖事業を始めた。

②として、養殖事業の経過であります。

1期目（令和3年産）は、養殖技術が確立していないことから、八雲町からの雌雄混在の種苗を用いて、沈降タイプの給餌にて飼育を開始した。深さ3メートルの網の底まで落ちるまでに摂餌されていない状況のため、よい結果は得られなかったが、生産量は4,133キロで、水揚げ金額は411万円であった。支出は、施設導入費、人件費を除き、養魚購入費、餌料費等346万円で、収支は65万円の黒字であった。

次のページです。

2期目（令和4年産）は、残餌の見える化と飼育期間の延長に取り組み、餌料は浮くタイプに変更し、毎日給餌から週6日に切り替えた。1期目より少ない給餌量にもかかわらず、生産量は4,846キロとなり、1尾当たりの重量も2.51キロに増加した。水揚げ金額は499万円で、支出は餌料費、養魚購入費など398万円で、101万円の黒字となった。

3期目（令和5年産）は、前年の2倍体の種苗を用いて、飼育期間を6月中旬まで1か月程度延長することとした。このことにより生産量は4,673キロとなり、販売収入は546万円であった。餌料費78%、養魚購入費61%、前年比より増加したことにより、支出は518万円で28万円の黒字であった。

③として、養殖事業の結果であります。

3期の養殖事業を通じて、期間中の平均が65万円の黒字となった。本サーモン養殖試験事業によ

り、一定程度の漁業所得が確保できることが検証された。今後、漁協と協議しながら、町としても具体的な取組を検討したい。

下の表については、さきの説明と重複いたしますので、割愛いたします。

主な質疑の関係ですけれども、委員から、将来に向け現在の規模をどの程度まで拡大する計画があるのか、また、追加の設備投資にかかる資金がどの程度必要なのか等の試算はしているのか。説明として、事業が始まって間もないこともあり、将来的な構想は確認していないが、事業主体である「ひやま漁協」の戦略とリンクした取組が重要と考えているとのこととあります。

2町村目の八雲町であります。9月末の人口は1万4,623人となっています。

1)、二海サーモン養殖事業について視察をしております。

①、二海サーモン養殖事業の目的であります。

近年、道南海域において主力のスルメイカや秋サケの不振が続く下で、漁業の取り巻く環境は一段と厳しさを増している。この課題を解決するために、近年、輸入量が増加しているトラウトサーモンを養殖して「道産サーモン」の事業化を目指すこととした。

②の事業の経過であります。

そのうちの(a)、サーモン海面養殖事業であります。

八雲町熊石漁港（日本海）での令和元年12月から令和2年6月までの7か月間を養殖期間とする養殖事業を開始した。青森県の民間業者から777尾の種苗（幼魚）の供給を受け、水揚げは2.5トンであった。

3年目の令和3年11月に青森県から3,906尾の種苗の供給を受け、令和4年5月に11.8トンの水揚げをした。

4年目の養殖事業から、従前青森県から供給を受けていた種苗を町内熊石漁協で種苗生産したものを活用することとした。前年の3倍の1万1,540尾を養殖し、令和5年5月に水揚げをしたが、生存率が63%、1尾当たりの魚体重も2.84キロにとどまったことにより、水揚げは20.6トンと前年の1.7倍程度であった。

5年目は、令和5年11月に種苗1万6,387尾を養殖し、翌年5月の水揚げは、生存率が95%に伸びたことにより総水揚げは44.2トンであった。

なお、令和5年の海面養殖事業の決算状況は、事業費が5,960万円（生けす等1,576万円、種苗、餌料代2,540万円等）となっている。収入は、サーモンの販売収入5,483万円、施設整備として町補助金1,762万円を合わせて7,245万円となり、収支差引きは1,284万円となっている。

(b)のサーモン種苗生産事業であります。

令和3年度まで青森県から供給を受けていた種苗（幼魚）を令和4年度から八雲町で開始をした。施設は北海道の内水面水産試験場道南支場の譲渡を受け、当該施設で発眼卵から幼魚（600から700グラム）まで淡水で約12か月間養殖し、12月から翌年5月まで海面養殖し、3キロまで成長させ、集荷させている。

種苗生産の実績は、令和5年度で発眼卵9万粒に対し生存率が89%で、出荷尾数は8万尾となっている。出荷先は、八雲町へ1万6,500尾、岩内町へ2万500尾、知内町に3万尾、せたな町へ6,000

尾等となっている。

令和5年度の種苗事業の決算状況は、事業費として人件費、委託料など5,899万円に対し、種苗販売収入は2,160万円となっているが、今後、販売単価の2倍化を検討している。

現在進めている計画としては、サーモン種苗の生産量を令和5年の6倍に当たる50万尾の供給ができるように施設の拡張を予定していることでもあります。

次のページであります。

この表についても割愛をさせていただきます。

委員からの主な質疑であります。

サーモン養殖事業を開始した理由はこの質疑に対して、説明として、サーモンは老若男女問わず人気の魚であり、需要が見込まれている。国内で流通しているサーモンの9割以上が外国産である。北海道産といったブランド価値を高められている環境にある。サーモンは養殖しやすい魚であり、海面養殖は6か月間と期間が短い。以上の理由から養殖事業を開始したとのことでもあります。

3町村目は、当別町であります。9月末人口は1万5,160人であります。

1)、空き店舗対策事業の関係であります。

札幌市から車や電車等で約40分にある当別町市街地には、本通振興会と中央通り会、2つの商店街がある。高齢化や長引くコロナ禍による消費動向の変化により休廃業する店舗があり、空き店舗も増加傾向である。

また、北海道医療大学が北広島市に移転することが決まり、同大の3,600人の学生のうち約800人が当別町に住んでおり、地元商店街にとっては、客として、また、働き手としても貴重な存在である。先行きを不安視する会員もいるが、だからこそ活性化の歩みを止めるわけにはいかないと、これらの課題を解決するため「自分たちが目指す商店街」に向けて、多様なメンバーでワークショップを開催し、意見交換を行った。

①、取組内容であります。

事業主体は、当別まちづくり株式会社を中心となって、空き店舗対策事業の取組を令和4年度から始めたところで、令和6年度に当別町から当別町商工会に対し、「チャレンジショップ事業」として50万円の補助金の交付を受けている。

全国商店街支援センターの「空き店舗総合支援事業」を活用して、令和4年11月から令和5年11月まで、延べ11回のワークショップを実施した。

「当別町中心部空き店舗」に対する出店意向を把握するためアンケート調査を行った。

空き店舗探索ツアーを8月と9月、2回実施し、合わせて29名の参加、延べ10店舗を視察した。

10月1月から31日まで、1か月限定で空き店舗チャレンジショップを開催し、3店が参加した。来客数は合わせて411人であった。

令和5年度の事業に係る費用75万2,000円は、全国商店街支援センターの「トライアル実行支援事業補助金」の交付を受け実施をした。

委員からの主な質疑であります。

委員から、当別まちづくり株式会社の設立の経緯は、これに対するの説明であります。行政主導

だと動きが遅い部分があり、会社を立ち上げることで迅速な対応が可能になると考え、設立した。

委員から、空き店舗の維持管理はどのように行っているか。説明として、会社としては維持管理は行っておらず、各所有者に委ねている。

委員から、空き店舗の情報集約はどのように行っているか。説明として、まちづくり株式会社を中心に積極的に物件の所有者と協力して情報を集約している。

以上で、委員会報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 令和6年第4回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

1点目の特別養護老人ホーム建替え工事の工期延長についてであります。

本工事は、今年度内の竣工を予定し、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の3つの工事に分けて進めていたところですが、さきの議員協議会で説明したとおり、資材の納品の遅れや工事に要する人手不足などが重なり、工期延長が避けられない状況となりました。延長後の工期につきましては、建築主体工事及び電気設備工事は令和7年5月31日まで、機械設備工事は令和7年6月30日までとしております。

なお、請負業者3社との協議の結果、工期の延長に伴う追加経費につきましては、いずれの工事も発生しませんが、建築主体工事につきましては、一部工事内容に変更が生じるため、契約金額の変更について本定例会の会期中に追加議案を提案させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、2点目の工事請負契約に係る入札の取りやめについてであります。

工事名は、大丸山森林公園展望台設置工事であります。

予定工期は、令和6年10月25日から令和7年2月28日までであります。

工事の概要でありますが大丸山森林公園頂上に展望台と転落防止柵の設置であります。指名業者は、指名委員会において、町内建築業者9社の指名を行ったところであります。

取りやめの理由といたしましては、材料である町内産木材の調達に2か月程度の期間を要する見込みであり、工期内での完成が難しいと判断したためであります。

なお、本工事に係る令和6年度の予算につきましては、減額補正を行い、令和7年度当初予算で計上をさせていただきたいと考えております。

次に、3点目の広尾毛がにまつりの名称変更についてであります。

12月8日開催予定の第55回広尾毛がにまつりにつきましては、毛ガニの極端な不漁により、観光協会で協議した結果、来場者への誤解を招かないよう、名称を「広尾まんぷくまつり」へ変更することといたしましたので、報告をいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、4日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時まで、または散会后2時間以内に具体的内容を記載した文書をもって通告を願います。

◎日程第7 承認第2号

1、議長（堀田） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。

議案の1ページであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

専決処分の件名は、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第5号）であります。

2ページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。先ほど申し上げました令和6年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてでありまして、別紙にお示しをするものであります。

専決処分の理由であります。10月15日公示、同月27日選挙期日の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和6年10月9日であります。

3ページの別紙、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ697万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億3,086万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると

するものであります。

4ページをお願いいたします。

歳入の14款3項国庫委託金の追加、歳出の2款4項選挙費の追加であります。

内容といたしましては、先ほど申し上げたとおりでありまして、10月9日の衆議院解散を受けまして、10月15日に公示され同月27日に投開票が行われた第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の執行に当たるために、その事前準備といたしまして業務に早期に着手する必要があったことから、専決処分により予算を措置したものであります。

以上、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。休憩します。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第8 発委第5号

1、議長（堀田） 日程第8、発委第5号 広尾町議会個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、志村國昭議員、登壇の上、説明願います。

1、議会運営委員会委員長（志村） 発委第5号 広尾町議会個人情報保護条例の一部改正につい

て。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び広尾町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

お手元の議案資料1ページの新旧対照表をご覧ください。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律において、懲役及び禁錮の用語を廃止し、これに代えて拘禁刑を創設するなどの内容とするものであり、本条例に引用箇所があったため、改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行し、経過措置として、この条例の施行前に該当のあった行為の処罰については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、議決方よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより発委第5号 広尾町議会個人情報保護条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第76号～日程第10 議案第77号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第76号 広尾町子ども・子育て会議条例の制定についてと日程第10、議案第77号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、議案第76号及び議案第77号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件につきましては、現在、設置根拠を要綱で定めている子ども・子育て会議について、子

ども・子育て支援法第72条及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として条例制定を行い、併せて議員報酬を定める条例改正を行いたいとするものであります。

初めに、議案第76号 広尾町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

議案資料の1ページをお願いいたします。

子ども・子育て会議に関する現行要綱との対照表であります。条例の制定に伴い、文言の整理を行っております。

議案に戻っていただきまして、附則において、本制定条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

次に、議案第77号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正についてであります。

新たに設置する子ども・子育て会議を別表の日額報酬を定める法令条例委員等に追加したいとするものであります。

附則におきまして、本改正条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

議案資料の3ページに新旧対照表がございますので、ご確認をいただければと思います。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第76号 広尾町子ども・子育て会議条例の制定についてと議案第77号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第76号と議案第77号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第76号 広尾町子ども・子育て会議条例の制定についてと議案第77号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第78号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第78号 広尾町ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第78号 広尾町ふるさと納税基金条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、ふるさと納税により寄せられた寄附金を適正に管理し、寄附者の意向を反映した施策に効果的に活用するための基金を設置することを目的とし、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

第1条の設置の目的であります。本町に寄せられた寄附金を適正に管理し、寄附者の意向に沿った施策での有効活用を図りたいとするものであります。

第2条は、積立てに際しての規定であります。

第3条であります。基金の適正管理についての規定となっております。

第4条につきましては、基金利子等の整理についての規定であります。

第5条であります。財政上の必要に応じ、歳計現金へ繰替えて運用できる旨を定めたものでございます。

次のページ、11ページをお願いいたします。

第6条であります。基金の処分について定めるものであります。第1号といたしましては寄附者への返礼品等についての定め、第2号といたしましては経費についての定めでございます。これら以外の目的での使用ができない旨を定めたものでございます。

第7条につきましては、委任規定でありまして、本条例に定めるもの以外で基金管理に必要な事項については別に定める旨を規定したものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行をしたいとするものであります。

議案資料の4ページをご覧ください。

上段であります。現行の制度でありまして、寄附者の意向により、左側の寄附の各メニューに

対し受けた寄附金につきましては、それぞれまちづくり基金、社会福祉振興基金、教育振興基金に振り分けて積立てを行い、翌年度以降、各事業に充当いたしまして、活用しているところではございます。ただ、各基金から繰り入れる際にそれぞれの基金条例に定めてございます処分目的に応じた事業への充当しかすることができないという一定の縛り、制限が生じることから、寄附者の意向に沿いかねないおそれがございます。本条例を制定いたすことで基金を設置し、図の下段のほうにございますように、寄附の受け口を一本化し、処分方法を明確にいたし、また、より寄附者の意向に沿った活用を図ってまいりたいとするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 議案書の10ページ、11ページの中で、第6条に積立金の処分として、(1)として寄附者への特産品等の贈呈、サービスの提供等に要する経費、(2)としてふるさと納税制度の運用に要する経費ということが出ておりますけれども、例えばここで言っている寄附者への特産品等の贈呈については、送料を含めて5割以内というふうに、今、総務省のほうから上限を設けられておりますし、その他のいろんな通信費ですとか、そういった部分の費用並びに人件費、そういったものを含めると、およそ7割が経費と。したがって、真水でいわゆる町の収入になるのは3割程度と言われておりますけれども、今後そういった意味で、この基金の下で収支の管理をすると、いわゆる見える化を図るといって理解してよろしいのか、お伺いいたします。

それと、もう一点ですけれども、資料の4ページで、今までのふるさと納税に係るメニュー、そういった中では、教育・文化を高める地域づくり寄附金等々、かなり幅広い分野の寄附目的という中身でありますけれども、改正後の翌年度以降を見ますと、例えば教育に関しては小・中学校運営備品購入事業とか、非常に限定されたメニューに集約がされております。例えば、農山漁村ホームステイ事業もそうなのでありますけれども、今年度から学校給食費の無償化で1,750万円の一般財源ですとか、あるいは修学旅行の補助金ですとか、あるいは保育料の完全無償化等々で一般財源の支出が増えているわけでありまして、本町の財政が厳しい中では、寄附される方の部分でそういったものにも活用できる幅広い用途というのがあったほうが町財政の運用としても確実に履行できるかなと思うのでありますけれども、この辺を狭めた部分でのメニューという部分で、こういった意図があつてこういう形にしたのか、これについてもお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） まず、充当メニューの関係からご説明させていただきますが、資料のほう、設置後のふるさと納税基金から翌年度以降充当させる事業ということで、こちらのほうで一例とい

う形で挙げさせていただいておりますが、こちらにつきましては、現在充当させていただいております事業につきまして、あくまでも一例という形で掲載をさせていただいております。今、前崎議員のほうからおっしゃられた各種事業の部分につきましても、寄附者からそのような目的で使ってくれという意向があれば充当可能なものと考えてございますので、よろしく願いいたします。

(「答弁漏れだね」の声あり)

(「その前の質問」の声あり)

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 失礼いたしました。

初めのほうのご質問の事業費等の関係でございますが、返礼品等につきましては、従来どおりの考え方、また、それ以外の経費につきましても、こちらの基金で積み立てたものから充当させていただくという形になりまして、いわゆる決算の形での書類上でのお示しするような形になるかと思いますが、今までの数字の表し方よりは、より一層ご説明しやすく、また、ご理解していただけるような書類の形での説明ができるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第78号 広尾町ふるさと納税基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第79号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第79号 広尾町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第79号 広尾町企業版ふるさと納税基金条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、企業版ふるさと納税による寄附金を積み立て、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるための基金を設置することを目的とし、地方自治法第241条第1項の規定に基づき必要な事項を定める条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。
議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の12ページをご覧ください。

第1条の設置の目的でございますが、地域再生法の規定に基づく事業に要する経費の財源に充てることを目的とするものでございます。

第2条は、積立てに際しての規定でございます。

第3条は、基金の適正管理についての規定でございます。

第4条であります、基金利子等の整理についての規定でございます。

第5条であります、財政上の必要に応じ、歳計現金へ繰替えて運用できる旨を定めたものでございます。

次のページをお願いいたします。

第6条であります、基金の処分について定めるものであり、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り処分ができるとするものでございます。

第7条につきましては、委任規定であり、本条例に定めるもの以外で基金管理に必要な事項については、町長が別に定める旨を規定したものでございます。

附則であります、公布の日から施行いたしたいとするものでございます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

1の企業版ふるさと納税の概要であります、企業版ふるさと納税につきましては、国が認定した計画に位置づけられる「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に町外企業が寄附をした場合に税額控除を受けられることができる制度でございます。

2の基金設置の目的であります、原則として寄附を受けた年度の事業の財源に充てることとなっております、本基金を設置することで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に有効活用できるようにいたしたいとするものでございます。

3の寄附の見込額であります。12月現在の見込額でございますが、本年度につきましては7社530万円の寄附を見込んでございます。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第79号 広尾町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第80号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第80号 広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第80号 広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により健康保険の被保険者証が廃止されたことに伴い、本町においても被保険者証等について規定する条例の一部を改正したいとするものであります。

議案資料の6ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

第7条において、「被保険者証又は組合員証及び」を「おいて医療保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」に改めるもので、医療機関において被保険者証と受給者証の提示により行っていた確認方法について改正を行うものであります。

議案に戻っていただきまして、附則におきまして、本改正条例は公布の日から施行し、改正後の広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、令和6年12月2日から適用したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第80号 広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第81号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第81号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第81号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案の主な改正内容につきましては、1点目といたしまして、水道法で定められている布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ令和6年4月1日から移管されたことによる関係法令及び省令の改正が行われ、それに伴いまして関係条文の整備を行うものでございます。

2点目といたしまして、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が、従前は水道事業と簡易水道事業で別々に定められておりましたが、今回の改正で、給水人口5万人以下の水道事業については簡易水道事業と同じ資格要件となるものであります。

なお、関係条文の新旧対照表を議案資料の7ページから13ページまで添付しておりますので、ご確認願えればと思います。

議案に戻っていただきまして、21ページでございます。

附則におきまして、本改正条例は、令和7年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第81号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第82号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第82号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第82号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律において、懲役及び禁錮の用語を廃止し、これに代えて拘禁刑を創設することなどの内容とするものであります。

本条例に引用箇所があったため、改正を行うものであります。

議案資料14ページ、新旧対照表をお願いいたします。

用語の改正としまして、第5条第1号の表現を改めるものであります。

なお、本改正条例は、附則において刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第82号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第83号

1、議長(堀田) 日程第16、議案第83号 町道路線の変更及び廃止についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第83号 町道路線の変更及び廃止について提案理由を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、町道路線の変更及び廃止をするものであります。

議案資料の15ページから16ページも併せてご覧いただければと思います。道路位置図でございます。

1点目の町道路線の変更につきましては、丸山通北3丁目1号幹線道路でありまして、利便性向上のため、道路の終点と終点地番の変更を行うものであります。

2点目の町道路線の廃止につきましては、紋別開拓道路でありまして、高規格道路建設に係る用地の売買に伴い、町道路線を廃止し、普通財産に移管するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第83号 町道路線の変更及び廃止についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日4日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時32分